

## 養育費受け取り支援の充実について

## 1 目的

区では、意識啓発、相談支援、公正証書作成等手数料補助、裁判外紛争解決手続（ADR）利用補助により、養育費の受け取りを支援してきた。

令和8年4月1日より施行される民法等改正法により、養育費の受け取りに関する制度等が見直され、父母の協議や家庭裁判所への申立て等により子の利益の確保が図られることになるが、そのための支援が必要である。

そこで、養育費の受け取りに関する弁護士相談に係る費用の一部を補助し、法的な相談支援を行うことで、親の離婚による子供の経済的な負担を最小限にとどめ、その健やかな成長を支える。

## 2 事業内容【充実分】

弁護士相談費用補助

弁護士に子の養育費の受け取りに関する法律相談をした場合に、児童の扶養者に対して費用の一部を補助する。

- (1) 対象者 養育費の取決めの対象となる児童(18歳以下)を扶養する区内在住の母又は父（ただし同案件で他の支援を受けていないこと）
- (2) 対象経費 子の養育費の受け取りに関する弁護士相談費用（養育費の取り決め、養育費の履行確保、その他養育費受け取りに係る相談）
- (3) 補助額 対象経費（上限1万1千円）

## 3 予算額（案）【充実分】

歳入 82千円

歳出 110千円

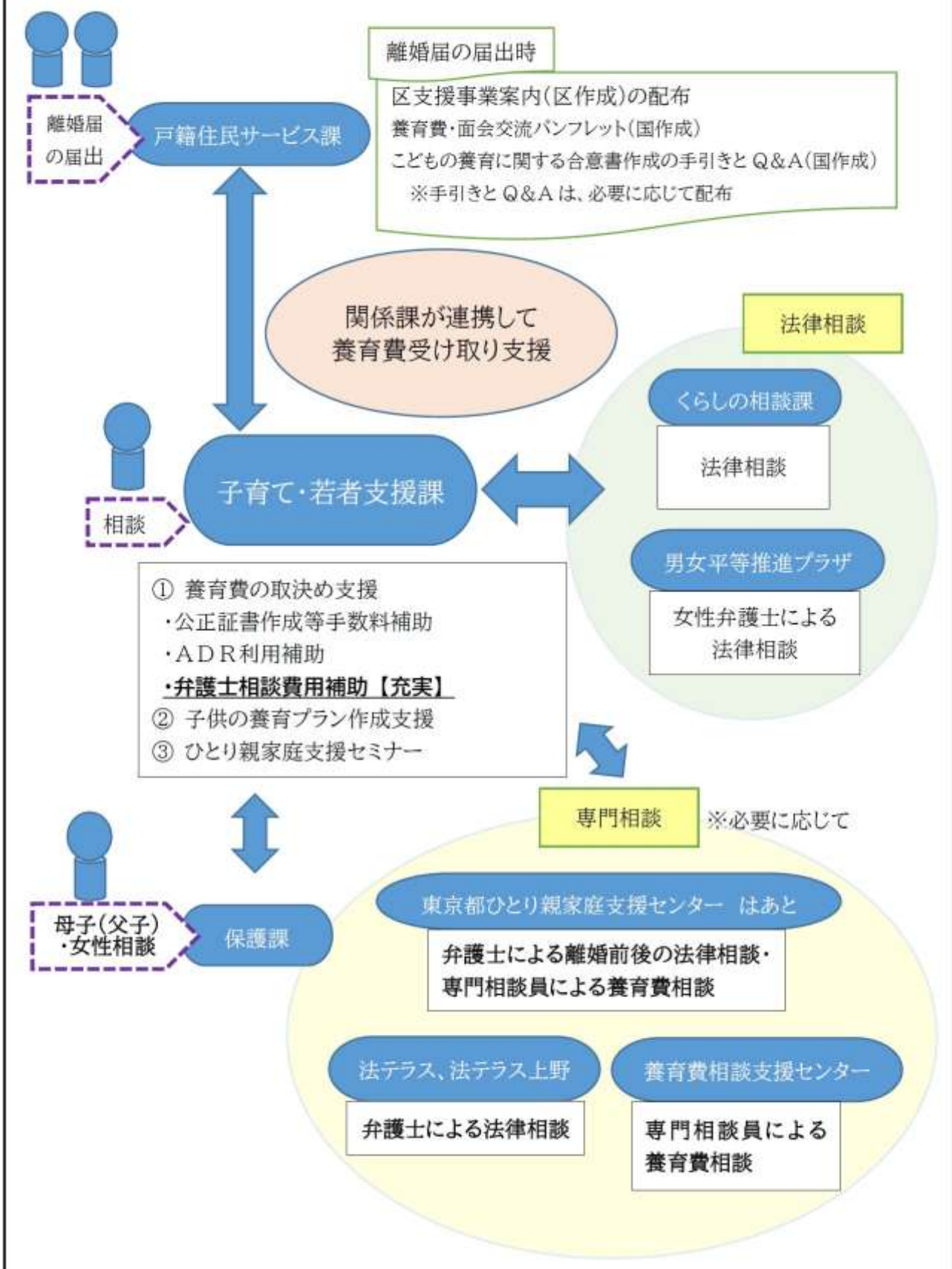
## 4 周知について

広報たいとう、区ホームページ等

## 5 今後の予定

令和8年4月 事業開始

～養育費に関する支援体制～



(仮称) こどもの権利条例の骨子案及び子供への意見聴取について

1 条例の骨子案 (別紙参照)

条例の骨子案については、台東区次世代育成支援地域協議会において、条例に盛り込む内容や基本的施策などについて議論・検討を進めている。

2 子供への意見聴取

(1) アンケート

調査名	子供の権利に関する意識調査
調査目的	本調査は、「(仮称) こどもの権利条例」を制定するにあたり、当事者である子供達の「こどもの権利」に関する意識等を把握するため実施するものである。
調査対象者	区内在住・在勤・在学の6歳～17歳の子供 ※小学1年生から高校3年生相当
調査方法	Webアンケート形式で実施予定 ※1人1台端末の活用やWebアンケートにつながる二次元コードを掲載したはがきを送付
調査時期	令和8年7月頃
調査項目	・自己肯定感や幸福度に関するもの ・子供の権利や「子どもの権利条約」の認知度を図るもの ・意見表明や社会参画、相談に関するもの など

(2) ヒアリング

関係団体等と連携・協力し、小学校低学年の児童や、障害、不登校などの困難を抱える子供及びその保護者を対象にヒアリングを随時実施する。

(3) ワークショップ

条例の骨子案及び子供の権利に関する意識調査の内容等をもとにプログラムを検討し、令和8年7月頃、子供を対象としたワークショップを実施する。

### 3 今後の予定

令和8年	7月頃	アンケート及びワークショップの実施
	第3回定例会	子育て・若者支援特別委員会に報告 (骨子修正案及び子供への意見聴取実施結果報告)
	10月頃	パブリックコメントの実施
令和9年第1回定例会		議案提出(子育て・若者支援特別委員会に報告)
	4月	条例施行

## (仮称) こどもの権利条例の骨子案について

### 前文

※子供への意見聴取の結果を踏まえたものとする。

### 1 目的

こどもの権利保障について、基本理念を定め、区の責務等を明らかにするとともに、こどもに関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もってこどもの健やかな育ちに寄与することを目的とする。

### 2 定義

- ・「こども」とは、区内に在住し、在学し、又は在勤する等、区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人をいう。
- ・「保護者」とは、こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する人をいう。
- ・「区民等」とは、区内に在住し、在学し、又は在勤する人並びに区内で活動する事業者及び団体をいう。
- ・「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校その他こどもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいう。

### 3 基本理念

- ・差別の禁止
- ・こどもの最善の利益
- ・生命、生存及び発達に対する権利
- ・こどもの意見の尊重

※子どもの権利条約の4つの原則及びこども基本法の基本理念を踏まえたものとする。

### 4 こどもの権利

- ・生きる権利
  - ・命が守られ、及び尊重されること
  - ・健康に生き、必要な時に適切な医療を受けられること 等
- ・育つ権利
  - ・適切な保育と教育、生活への支援等を受けられること
  - ・様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、及び親しむこと 等

- ・守られる権利
  - ・暴力、搾取、有害な労働等から守られること
  - ・プライバシーが大事にされること 等
- ・参加する権利
  - ・自分の意見を表明し、その意見が尊重されること
  - ・仲間をつくり、集まること 等

## 5 区の責務

- ・区は、様々な施策を通じて、こどもの権利を保障し、こどもがいきいきと自分らしく安心して暮らせる環境づくりを推進するものとする。
- ・区は、こどもの権利を保障するため、国、東京都及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

## 6 保護者の役割

- ・保護者は、家庭において、こどもの権利を保障するよう努めるものとする。
- ・保護者は、家庭がこどもにとって心安らぐ場所になるよう努めるものとする。

## 7 区民等の役割

- ・区民等は、こどもの権利について理解を深め、その生活及び活動において、こどもの権利を保障するよう努めるものとする。
- ・区民等は、地域の一員であるこどもの育ちを温かく見守り、応援するとともに、区のこどもに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- ・事業者は、働く人が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとする。

## 8 育ち学ぶ施設の役割

- ・育ち学ぶ施設は、その活動において、こどもの権利を保障するよう努めるものとする。
- ・育ち学ぶ施設は、安全安心な環境の中で、こどもが自ら進んで学び、心豊かに育つことができるよう、支援や指導に努めるものとする。

## 9 保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び区の協働

保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び区は、自らの責務及び役割を果たすとともに、協働してこどもの権利保障に努めるものとする。

## 10 基本的施策

### ・施策の推進

区は、全てのこどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもに関する施策を推進するものとし、そのための体制を確保する。

### ・計画の策定

区は、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定し、これを公表する。

### ・広報及び啓発

こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設がこどもの権利について理解を深めるよう、広報及び啓発を行う。

### ・意見表明及び社会参画の機会の確保

こどもの意見表明及び社会参画の機会を確保する。

### ・安全安心の確保

こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全安心の確保に必要な施策を推進する。

### ・育ちと学びの環境づくり

こども一人ひとりが自分らしく育ち、学べる環境づくりを推進する。

### ・虐待、体罰、いじめ等の防止

虐待、体罰、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期対応を図る。

### ・居場所づくり

こどもが安心して過ごせる居場所づくりを推進する。

### ・相談しやすい環境づくり

こどもが悩みや不安を気軽に相談できる環境づくりを推進する。

### ・こどもの権利が守られていない状態からの回復

区は、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの権利が守られていない状態の早期発見に努めるとともに、その状態からの回復に必要な支援を行うものとし、そのための体制を確保する。

## 11 台東区次世代育成支援地域協議会

台東区における、次世代育成支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、区長の附属機関として、台東区次世代育成支援地域協議会を設置する。

(仮称)北上野二丁目福祉施設実施設計等について

1 実施設計について

(1) コンセプト

- ア. 切れ目ないつながりをつくる3つの「〇〇しろ」を大切にした施設
  - 「かかわりしろ」・・・ 多様な背景、目的を持った利用者がお互いを理解し支え合う場
  - 「よりしろ」・・・ 利用者や近隣に寄添い、気軽に立ち寄れる心の拠り所
  - 「のびしろ」・・・ 社会のニーズに柔軟に対応し環境とともに成長する場
- イ. だれもが気軽に訪れる「みんなのひろば」と利用者に寄添った「拠点」が共存する施設
- ウ. クローズエリアとオープンエリアの結節点を中間領域により連携した施設
- エ. 人と環境にやさしいインクルーシブな施設

(2) 計画概要

ア. 建築概要

所在地	台東区北上野二丁目24番
敷地面積	3,674.46㎡
建築面積	約 2,570㎡
延床面積	約15,820㎡
構造等	構造：鉄骨鉄筋コンクリート造／ （一部）鉄筋コンクリート造、鉄骨造 高さ：地上7階建（地下1階）／約32m（屋外機器を含む） 駐車台数：30台 駐輪台数：利用者用100台、職員用60台
基本設計からの変更点（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンホールトイレの増設</li> <li>・諸室の拡張等に伴い延床面積を約60㎡増</li> <li>・新築工事期間の延伸に伴い、開設時期を令和11年7月から同年9月に変更</li> </ul>

イ. 施設構成

階 数	主な機能	主な諸室等
屋上	電気・機械設備	太陽光パネル
7階	調理室、電気・機械設備	調理室／屋上ひろば・屋上菜園
6階	交流の場（若者を中心としたエリア） ／教育支援／若者支援	くつろぎ空間、運動室、カフェ／ 学習室、相談室／活動室、カームダウン室
5階	職員スペース	執務室、相談室、会議室、備蓄倉庫
4階	子育て支援／障害者支援	活動室、多目的室／ 活動室、サロン待合
3階	障害者デイサービス	訓練・作業室、浴室、ランチルーム
2階	児童発達支援	指導訓練室、遊戯室、ランチルーム
1階	交流の場（子育て世帯を中心とした エリア）／児童発達支援	あそびひろば、普及啓発コーナー、カ フェ／行動観察面談室
地下1階	駐車場	－

(3) 配置計画・平面計画・立面計画・断面計画  
別添1のとおり

(4) 遊具計画

遊び場に関するアンケート結果や、基本方針を踏まえ、以下の遊具を設置する

屋内遊具	屋外遊具
ネットハンモック	クライム
ごっこ遊びスペース	滑り台
ゆったりスペース	水景
クライム	スプリング遊具
ジャングルジム	蓮クッション
ネット登り	築山
トンネル	平均台＋ベンチ
幅広滑り台	ネット登り
ネット床	ミラー
トランポリン	楽器遊具
ボールプール	
砂場	

## (5) 災害対策

### ア. 避難所機能（二次避難所（福祉避難所））

受入対象者：一次避難所での生活が困難な障害者（児）、高齢者等とその家族

受入人数等：避難スペースとして「約532㎡」、受入人数「約130人」以上を確保

※受入対象者の属性やエレベーターの利用停止を想定し、避難スペースを中層階（4階）以下に複数確保

### イ. 建築設備（主なもの）

発電機：災害時に必要な機能を自力で72時間維持できるよう計画

ガス：中圧ガスの引込やコージェネレーション設備の導入により、空調機能確保の信頼性が高いシステムを採用

給排水：災害時に上水・雑用水として利用できるよう「上水受水槽」「雑用水槽」を設置  
「非常用汚水槽」を設置し、トイレの洗浄等の排水に対応  
外構に「マンホールトイレ」を設置

### ウ. 備蓄

5階職員スペースエリアに「備蓄倉庫」を設置

## (6) 環境配慮計画

「地球規模」と「快適性」の視点を統合した多角的な視点から、一次エネルギー消費量を50%以上削減する「ZEB Ready」の達成を実現

## 2 新施設の各事業等について

別添2のとおり

## 3 地中障害物撤去工事について

別添3のとおり

## 4 予算額（案）

### (1) 令和8年度予算額

4,251,465千円

## (2) 年度別予算内訳 (主なもの)

(単位：千円)

項目	R8	R9～11	計
建築・電気・空調等設備工事 (R9-11 債務負担)	4,169,000	16,789,300	20,958,300
工事監理 (R9-11 債務負担)	28,700	201,771	230,471
中圧ガス引込負担金	30,627	-	30,627
執務環境整備及び開設準備支援 (R8-11 債務負担)	22,110	53,889	75,999

※付帯工事・備品初度調弁は上記表に含まず

## 5 今後の予定

令和 8 年第 2 回定例会  
7 月

新築工事契約締結議案提出

新築工事着手

令和 11 年 9 月

新施設開設

新施設の各事業等について

(仮称)北上野二丁目福祉施設において、以下の通り、各フロアで事業・取組を実施します。なお、施設開館は、施設メンテナンス日及び年末年始を除く 8:30～21:00 を予定します。

基本設計時からの変更点は赤字記載

■ 1階

機能	事業・取組	主な諸室	運営日時(予定)	運営手法	新規・充実	現所管課
総合相談窓口	総合相談窓口	相談室、執務室	平日及び第2土曜日 9:00～17:00	直営	新規	子育て・若者支援課
総合受付	総合受付	総合受付	施設開館日 8:30～21:00	委託	—	
児童発達支援	発達に関する相談・支援	指導訓練室、個別指導室、行動観察面談室、執務室	平日 9:00～17:00	直営	対象年齢を「未就学児」から「18歳まで」に拡大	松が谷福祉会館
交流の場(子育て世帯を中心としたエリア)	あそびひろば	あそびひろば	施設開館日 10:00～17:00	直営(日曜日及び祝日は一部委託)	「立体遊具コーナー」の設置や、日曜日及び祝日も実施	子ども家庭支援センター
		立体遊具コーナー		委託		
		子育て図書コーナー		直営(日曜日及び祝日は一部委託)		
	飲食、妊産婦・乳幼児の交流	飲食・交流スペース	常設	—	—	子育て・若者支援課 保健サービス課
	普及啓発	普及啓発コーナー(子育て・障害)	常設	—	—	障害福祉課 松が谷福祉会館 保健サービス課
	交流・休憩	カフェ	—	—	—	子育て・若者支援課
	交流・活動	インクルーシブひろば	施設開館日 8:30～17:15	—	—	

■ 2階

機能	事業・取組	主な諸室	運営日時(予定)	運営手法	新規・充実	現所管課
児童発達支援	障害児等への相談支援	相談室、執務室	平日及び土曜日 9:00～17:00(水曜日は19:00まで)	直営	—	松が谷福祉会館
	児童発達支援(未就学児の療育)	指導訓練室、個別指導室、ランチルーム、遊戯室、OT指導室、PT指導室、医務室、静養室、執務室	平日 9:00～17:00	直営	一日定員を「35人」から「50人程度」に拡大	
	重症心身障害児等放課後等デイサービス	指導訓練室、執務室	平日 13:30～19:00(学校休業日(長期休業日及び振替休業日)は9:00～18:00) 土曜日 9:00～18:00	委託	新規	

児童発達支援	放課後等デイサービス	指導訓練室、執務室	平日 13:30～19:00 (学校休業日(長期休業日及び振替休業日)は 9:00～18:00) 土曜日 9:00～18:00	委託	対象年齢を「小学校1年生」から「18歳まで」に拡大	松が谷福祉会館
	保育所等訪問支援	執務室	平日 9:00～17:00	直営	新規	
	地域支援等			直営	「巡回訪問件数」の拡大等	

## ■ 3階

機能	事業・取組	主な諸室	運営日時(予定)	運営手法	新規・充実	現所管課
障害者支援	重症心身障害者への支援	フロア全室	平日 9:30～15:30 (延長は 17:00 まで)	直営	「給食の提供」「入浴サービス」「サービス延長(希望時のみ)」の実施	松が谷福祉会館

## ■ 4階

機能	事業・取組	主な諸室	運営日時(予定)	運営手法	新規・充実	現所管課	
障害者支援	トワイライトサービス	脱衣所、浴室、訓練室	平日 16:00～19:00	委託	新規	松が谷福祉会館	
	在宅障害者への支援		平日 10:00～14:00	委託	新規		
	中途障害者への支援	活動室、相談室兼 S T	平日 9:30～15:30	直営	対象の障害「身体・知的」に「精神」を追加		
	障害者への支援	活動室、多目的室、専用会議室	平日 9:30～15:30 第4土曜日 10:00～12:00 隔週土曜日 13:00～15:00	直営	対象の障害「身体・知的」に「精神」を追加		
	障害者への相談支援	相談室、執務室	平日及び土曜日 9:00～17:00 (水曜日は 19:00 まで)	直営	対象の障害「身体・知的」に「精神」を追加		松が谷福祉会館 保健予防課
	気軽に相談できる環境づくり	サロン待合	常設	—	—		松が谷福祉会館
	相談支援事業者への支援	相談室、執務室	平日 9:00～17:00	直営	対象の障害「身体・知的」に「精神」を追加		松が谷福祉会館 保健予防課
	就労支援事業	訓練室兼相談室、執務室	平日及び土曜日 9:00～17:00	委託	土曜日も実施		障害福祉課
子育て支援	子育て相談	相談室(5階)、プレイルーム、観察室、専用会議室、多目的室	平日及び土曜日 9:00～17:00	直営	—	子ども家庭支援センター	
	あずかりすくすくサポート	活動室、執務室	施設開館日 9:00～17:00	委託	心身の障害や発達に心配のある就学前児童の預かりを充実		

## ■ 5階

機能	事業・取組	主な諸室	運営日時（予定）	運営手法	新規・充実	現所管課
児童発達支援	障害児通所支援、障害福祉サービス及び移動支援、日中一時支援の申請	相談室、執務室	平日及び土曜日 9:00～17:00（水曜日は 19:00 まで）	直営	各課での受付に加え、新施設では一括受付を実施	障害福祉課 松が谷福祉会館 保健予防課
子育て支援	子育て支援に関する申請（「ベビーシッターによる一時預かり利用支援」、「ファミリー・サポート・センター」、「子育て短期支援」、「養育支援ヘルパー」）		平日及び土曜日 8:30～17:15	直営	—	子ども家庭支援センター
	母子健康手帳交付		平日 8:30～17:15	直営	—	保健サービス課
	ゆりかご・たいとう面接		平日 9:00～16:00	直営	—	
教育支援	学校教育情報室の管理運営	資料室	平日 9:00～17:00 第1及び第3土曜日 9:00～17:00（ 学校長期休業日は除く）	直営	—	教育支援館

## ■ 6階

機能	事業・取組	主な諸室	運営日時（予定）	運営手法	新規・充実	現所管課
若者支援	若者相談（家族支援、個別プラン作成、早期支援）	相談室（5階）、執務室	月曜日 10:00～12:00 火曜日及び木曜日 14:00～20:00 土曜日 10:00～12:00、17:00～19:00	委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者を「ひきこもり等の社会的困難を抱えた若者とその家族」から「生きづらさを抱えた若者とその家族」へ拡充</li> <li>・区内在住の「中学卒業後」から「中学生以上」へ拡大</li> <li>・相談及び居場所を「区内」で実施</li> </ul>	子育て・若者支援課
	居場所支援	活動室	水曜日及び金曜日 10:00～12:00 水曜日、金曜日及び土曜日 14:00～16:00	委託		

教育支援	就学（園）相談	相談室（5階含む）、プレイルーム、検査室、多目的室	平日 9:00～17:00	直営	—	学務課
	教育相談	相談室（5階含む）、プレイルーム	<来所相談> 平日、第2及び第4土曜日 9:30～17:00（水曜日は 18:30まで） <電話相談> 平日、第2及び第4土曜日 9:30～16:30（水曜日は 18:30まで） <オンライン相談> 平日、第2及び第4土曜日 9:30～16:30 <1人1台端末を活用した子供の相談受付> 随時	直営	—	教育支援館
	生活指導相談学級（あしたば学級）	多目的室、活動室、調理室、学習室	平日 9:15～15:15	直営	—	
交流の場（若者を中心としたエリア）	交流・休憩	カフェ	—	委託	新規	子育て・若者支援課
		くつろぎ空間（「デジタルコーナー」及び「意見表明BOX」あり）	施設開館日 9:00～21:00			
	交流・活動	音楽室	施設開館日 9:00～20:30	委託		
		学習室、地域交流スペース、運動室、会議室	施設開館日 9:00～21:00			
調理室	施設開館日 9:00～20:30 （教育支援の生活指導相談学級利用日を除く）					

■ 7階兼屋上

機能	事業・取組	主な諸室	運営日時（予定）	運営手法	新規・充実	現所管課
交流の場	交流・活動	屋上ひろば、屋上菜園	施設開館日 8:30～17:15	—	—	子育て・若者支援課

## 地中障害物撤去工事について

### 1 工事概要

#### (1) 目的

旧都立上野忍岡高等学校校舎の杭や基礎等の撤去

#### (2) 工事請負業者

ゼクオス株式会社

#### (3) 工期

令和7年6月25日から令和8年2月27日まで

### 2 工事の状況

#### (1) コンクリート基礎

撤去済み

#### (2) コンクリート杭

355本撤去済（一部下杭残置あり）

#### (3) 松杭

既存図面では確認できない位置に松杭を複数発見。また、想定よりも太く長い  
ため、「振動工法」により施工したが、撤去できず。

### 3 今後の対応

建築工事に着工するためには、新築時の「杭」と「山留壁」に干渉するコン  
クリート杭（下杭残置）及び松杭を撤去する必要がある。

そのため、本工事の契約期間を1か月延長し、対応策を検討する。

### 4 参考（現地写真）



（令和7年12月24日 振動工法による施工）

## 親子関係形成支援事業の実施について

### 1 目的

子供へのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、子供への具体的なかかわり方を学ぶプログラムを提供することで、親子間における適切な関係性の構築を図り、虐待の未然防止につなげる。

### 2 事業内容

#### (1) 対象者

子育てに悩んでいる4歳児（年中児）から9歳児（小学校3年生）までの保護者

#### (2) 内容

- ①親子の関係性や発達に応じた子供へのかかわり方等の知識や方法を身に着けるための講義、グループワーク、ロールプレイを内容としたペアレント・トレーニング
- ②保護者同士の悩みの共有や情報交換ができる場の提供

#### (3) 実施回数

2クール／年（1クールあたり6回）

#### (4) 定員

6人／1クール

### 3 職員育成

子ども家庭支援センター職員が研修を受講し、ペアレント・トレーニングのファシリテーターとしての技術や姿勢を習得する。

### 4 予算額（案）

歳入 246千円

歳出 873千円

### 5 今後の予定

令和8年 6月 第1クール実施

10月 第2クール実施

## 令和8年度における子育て支援サービスの充実について

### 1 概要

近年、子供や子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化し、一時預かり事業の利用も増加している。これらの状況を踏まえ、全ての子供を健全に育成し、地域社会全体で子供を育むことができるよう、子育て支援サービスの充実を図る。

### 2 事業概要

#### (1) 谷中子ども家庭支援センターにおけるトワイライトステイの実施

現在「ほうらい子育てサポートセンター」で実施しているトワイライトステイ事業の利用ニーズの高まりに対応するため、新たに「谷中子ども家庭支援センター」において実施する。

- 対象児童：区内在住の2歳から未就学児までの児童
- 利用要件：保護者が就労や出産・疾病等の理由により、養育することが一時的に困難な場合 ※送迎サービス提供なし
- 実施施設：谷中子ども家庭支援センター
- 利用日時：17時から22時まで（1月1日～3日を除く日）
- 利用料金：1回2,000円 ※所得に応じて減免あり  
※食事付き

#### (2) ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業の申請受付期間の変更

区民の利便性向上を図るため、現在の四半期ごとの申請受付から毎月の受付に変更するとともに、業務効率化を図るため、受付事業等を委託する。

#### (3) ファミリー・サポート・センター事業の利用支援

育児の援助を受ける依頼会員の利用を支援するため、利用料の一部を助成し、新規登録や援助活動の利用を促進する。

### 3 予算額（案）

【歳入】 224千円

【歳出】 28,267千円

### 4 今後の予定

令和8年4月

ファミリー・サポート・センター事業の利用支援開始  
谷中子ども家庭支援センターにおけるトワイライトステイ  
事業開始

7月

ベビーシッター利用支援事業毎月受付開始

## 新たな東京都児童相談所の設置に向けた検討状況について

### 1 現況

東京都・墨田区と協議を行い、墨田区内に設置される新たな東京都児童相談所（以下「新都児相」という。）について、以下の内容について確認するなど、検討を進めている。

### 2 確認内容

#### (1) 新都児相について

- 所在地：墨田区横川5-7-4 すみだ保健子育て総合センター4階
- 施設機能：相談機能（※一時保護所機能はなし）
- 工事期間：令和9年1月から改修工事实施予定（※現在、改修工事实施設計中）

#### (2) 新都児相における一時保護の運用方針案について

- 現時点で新都児相内に一時保護所は設置しないこと
- 管轄地域を想定している台東区・墨田区の児童を一時保護する場合は、他の児童相談所における一時保護所での広域対応や一時保護委託、民間施設の活用等で対応する予定
- 今後東京都において都全体の一時保護体制を検討していく予定

#### (3) 墨田区との連携について

- 両区の子ども家庭支援センター間の連携・交流について、今後協議を進めること

### 3 今後の方向性

現在実施している都区児童相談共同運営モデル事業の充実や、新都児相との連携による本区の児童相談体制の強化について、引き続き東京都と協議・検討を進める。

### 4 今後の予定

令和9年 墨田区内に新都児相開設

産後ケア事業の充実について

1 産後ケアの利用に係る区負担額の変更について

(1) 背景

○近年の物価高騰の影響などにより、産後ケアの利用料は上がってきており、区負担額との差額である利用者負担金は増傾向である。

○平成29年度の事業開始以降、令和6年度に国制度の利用者負担金減免を導入しているものの、区負担額の基本額については変更していない。

(2) 目的

産後ケアの利用に係る区負担額の変更を行うことで、利用者の負担増を抑制する。

(3) 内容

平成29年度から実施している宿泊型及び外来型乳房ケアの利用料の上昇率である10%をベースに、すべての類型について変更する。

○宿泊型及び日帰り型

		宿泊型		日帰り型	
		基本額	多胎加算	基本額	多胎加算
課税世帯	現行	25,000円	4,200円	16,000円	4,200円
	変更後	27,000円	4,600円	17,000円	4,600円
非課税世帯	現行	27,000円	4,500円	18,000円	4,500円
	変更後	30,000円	5,000円	19,000円	5,000円

○乳房ケア

		外来型乳房ケア		訪問型乳房ケア	
		初診	再診	初診	再診
課税世帯	現行	4,000円	3,000円	4,800円	3,800円
	変更後	4,400円	3,300円	5,300円	4,200円
非課税世帯	現行	4,500円	3,500円	5,400円	4,400円
	変更後	5,000円	3,900円	6,000円	4,900円

※上記区負担額に「利用者負担金の減免」分は含まない。

※生活保護世帯については、利用料の全額を区が負担する。

## 2 産後ケア施設に対する改修費等支援について

### (1) 内容

産後ケア施設の老朽化等への対応のため、国庫補助事業（産後ケア施設改修費等支援事業）を活用し、産後ケアで使用する居室等に係る内装・設備工事の経費の一部を補助する。

### (2) 対象施設

吉田産婦人科医院（池之端）

- (経緯)
- ・平成29年7月から宿泊型を実施、令和5年度に休止。
  - ・令和7年11月から外来型・訪問型乳房ケアを実施。
  - ・建替え後、宿泊型を追加して実施予定。

(スケジュール)

令和8年6月頃 仮施設移転、建物解体・建設工事開始

令和9年6月頃 建設工事終了、新施設で事業実施

## 3 予算額（案）

歳入 8,595千円

歳出 10,178千円

## 4 今後の予定

令和8年4月 利用に係る区負担額を変更

令和8年4月以降 改修費等支援を実施

認定こども園や幼稚園等を利用する世帯への支援の拡充について

1 概要

認定こども園や幼稚園等を利用する世帯の経済的負担を軽減するため、利用料に対する支援の拡充を実施する。

2 支援の内容

(1) 預かり保育料等に対する給付（上限）の拡充

【在籍施設：認定こども園、幼稚園等】

対象	現状	拡充後
満3歳児 (住民税非課税世帯)	日額 450 円、 最大月額 16,300 円	日額 490 円、 最大月額 17,700 円
3～5歳児	日額 450 円、 最大月額 11,300 円	日額 490 円、 最大月額 12,300 円

(2) 保育料に対する給付（上限）の拡充

【在籍施設：私立幼稚園（私学助成園）】

対象	現状	拡充後
満3～5歳児	月額 25,700 円	月額 28,000 円

(3) 一時預かり事業、病後児保育事業等の利用料に対する給付（上限）の拡充

対象	現状	拡充後
0～2歳児 (住民税非課税世帯)	月額 42,000 円	月額 45,700 円
3～5歳児	月額 37,000 円	月額 40,300 円

3 実施時期

令和8年4月から実施

4 予算額（案）

歳入 1,591千円

歳出 8,722千円

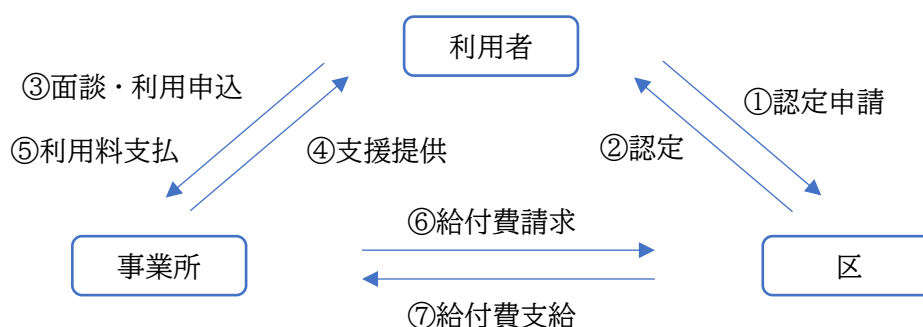
## 乳児等通園支援事業の実施について

### 1 実施概要

令和8年4月より、以下のとおり乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する。

対象児童	保育所等（※）に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの児童 ※保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設
利用限度	児童1人につき、月10時間まで（翌月以降に繰越不可）
利用料金	1時間300円（昼食代、おやつ代等は別途）※減免制度あり
実施施設	○認可保育所 7施設 東上野乳児保育園、共生保育園、康保会乳児保育所、アスクくらまえ保育園、アスクりゅうほく保育園、スターキッズ保育園、ソラスト竜泉保育園 ○認定こども園 2施設 はぐはぐキッズこども園東上野、忍岡こども園 ○地域型保育事業 6施設 ウィズブック保育園入谷、はぐはぐキッズ浅草橋アネックス、ふたみ家庭保育室、KAYOこども室、つぼみ保育室、家庭的保育室ふわふわ
実施方式	余裕活用型（空き定員を活用した受け入れ）
利用方式	事業所により異なる（定期利用もしくは柔軟利用または両方の組合せ）
利用日時	事業所により異なる（事業所の実情に応じて予約可能枠を設定）
認定申請	電子申請（LOGOフォーム）
利用申込	こども誰でも通園制度総合支援システム ※制度の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図るため、国が構築したシステム。事業者は予約可能枠の登録や利用実績管理、利用者は事業所検索や事前面談・利用の予約等が可能。
事前面談	事業所ごとに初回利用前に実施

<利用の流れ>



## 2 東京都台東区立保育所条例の一部改正について

東上野乳児保育園での事業実施に伴い、以下の改正を行う。

- (1) 東上野乳児保育園及び指定管理者の業務に乳児等通園支援事業を加える。  
(第4条の2及び第9条関係)
- (2) 乳児等通園支援事業の実施時間及び利用料金の規定を加える。  
(第6条及び第11条関係)

## 3 予算額 (案)

歳入 18,162千円

歳出 21,001千円

## 4 今後の予定

委員会報告後

令和8年 3月

3月下旬

4月

区民周知開始

認定申請受付開始

事前面談・利用予約受付開始

改正後の条例施行

事業実施

## 令和8年度における保育環境の整備について

### 1 概要

子供の健やかな成長を支えるとともに、保育の質の向上や保育士等の業務環境の改善を図るため、安全・安心な環境を確保する。また、多様化する保育ニーズに対応した柔軟なサービスを導入することで、保護者の利便性の向上や負担軽減を図る。

### 2 事業概要

#### (1) 見守りカメラの設置

子供の安全・安心の確保や不適切保育の抑止、保育士等の業務環境改善のため、令和8年度から2カ年程度で公立保育園に見守りカメラを設置する。

#### (2) おむつの定額制サービスの導入

各家庭から持参している紙おむつ及びおしりふきについて、持参せずに園にあるおむつを一定の月額料金により利用できるおむつの定額制サービスを、区立保育園 10 園、石浜橋場こども園で実施する。

#### ア 実施方法

- ・利用を希望する保護者と事業者間で、1カ月単位で直接契約し、月額料金を支払いサービスを利用する。
- ・保護者と事業者の直接契約のため区の経費負担はなし。

#### イ スケジュール

令和8年1月	おむつの定額制サービス提供事業者の募集
2月～3月	区による一次審査、保護者アンケートによる二次審査で選定
4月～5月	園・保護者説明等の実施準備
6月	保護者と事業者による任意契約
7月	おむつの定額制サービス開始

### (3) 居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成の充実

子供が罹患した際にベビーシッターを利用した保護者に対する利用料助成について、助成上限額を増額する。

【変更前】児童1人あたり年間4万円

【変更後】児童1人あたり年間8万円

### 3 予算額（案）

76,676千円

### 4 今後の予定

令和8年4月～

見守りカメラ設置工事

居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成上限額増額

令和8年7月～

おむつの定額制サービス開始

## 谷中保育園隣接地整備について

## 1 概 要

取得した隣接地を整備し、公道から谷中保育園に出入りできるようにする。これにより、車両の搬入が可能となるほか、駐輪スペースや公道に接した避難経路の確保が可能となる。

## 2 整備図面

別紙1のとおり

## 3 整備内容

建築工事、給排水設備工事、電気設備工事

(舗装、門扉、フェンス、スロープ、防犯灯、インターフォンの設置等)

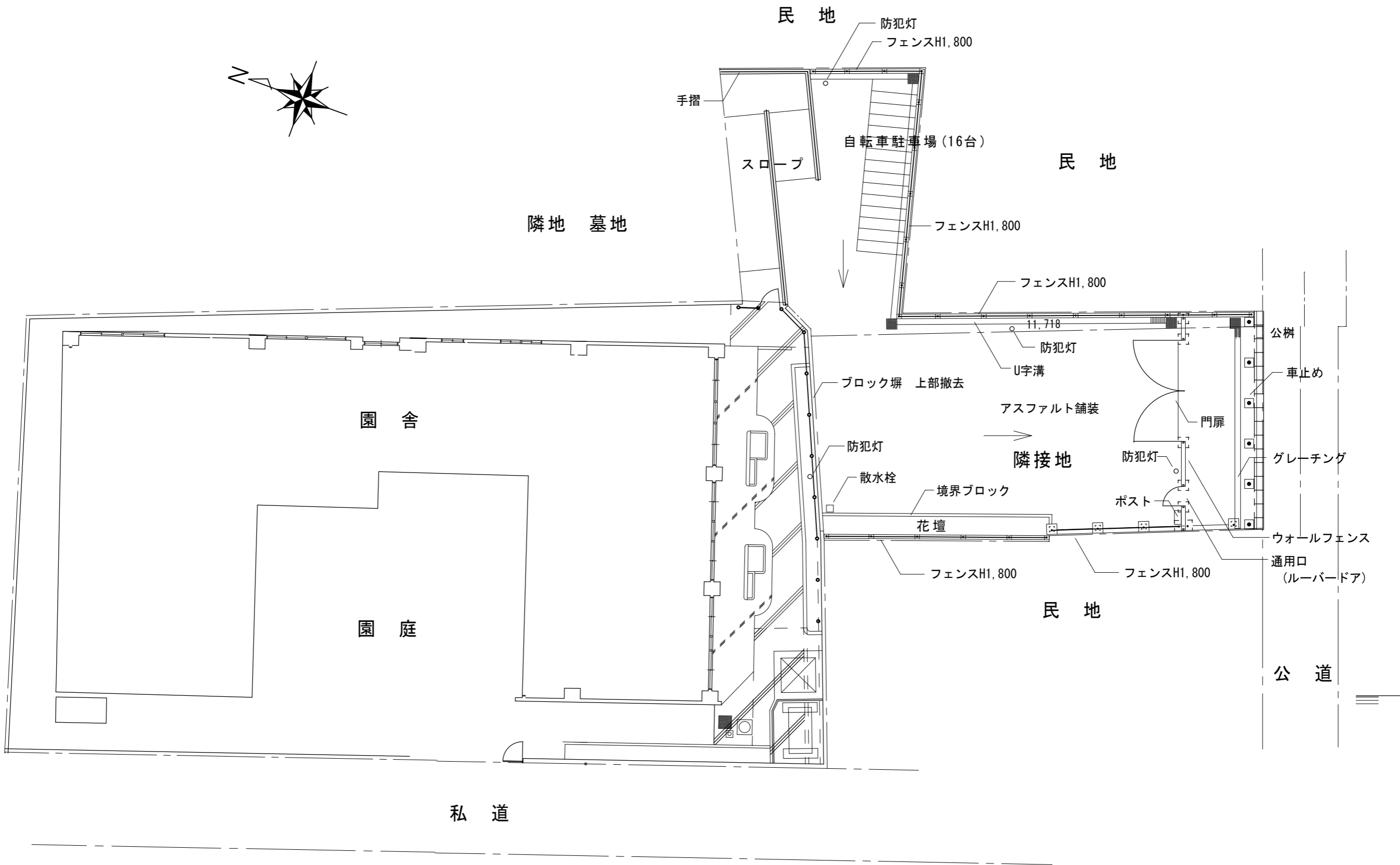
## 4 予算額 (案)

64,922千円

## 5 今後の予定

令和8年4月～

整備工事



## こどもクラブ待機児童対策の今後の方針について

### 1 経緯

「台東区こどもクラブ待機児童対策緊急3か年プラン」に基づき対策を進めてきた結果、待機児童数は令和5年度の178人から、令和7年4月時点で54人と減少している。しかし、申請者数は予測を上回る増加が続いており、令和8年度以降も引き続き待機児童解消に向けた取組が必要となっている。

### 2 待機児童対策の今後の方針について（全文：別紙）

#### （1）基本的な考え方

こどもクラブの定員を確保することに加え、放課後子供教室の拡充、児童館の活用など、放課後対策事業を一体的に推進していくことで、放課後に過ごす場所の選択肢を広げ、こどもクラブの需要の分散を図り、令和10年度に向けて待機児童の解消を目指す。

#### （2）主な取組内容

##### ①こどもクラブ

受入定員の拡大を図るため、民設こどもクラブの誘致を推進する。なお、整備地域については、地域ごとの利用申請状況等を勘案し、年度ごとに検討する。

##### 【民設こどもクラブ整備予定】

	8年度	9年度	10年度	計
民設こどもクラブ 整備予定数	1か所	2か所	1か所	4か所
こどもクラブ定員合計 《4月1日時点》	1,759 (40増)	1,759 (0※)	1,799 (40増)	(80増)

※浅草橋こどもクラブの旧柳北小学校活用期間終了による定員減（80減）との差引

##### ②放課後子供教室

令和9年度に金曾木小学校で放課後子供教室を開始するとともに、大規模改修工事期間が令和8年度から令和13年度まで続く田原小学校については、工事期間中に放課後子供教室を開始できるように関係各所と調整を図る。

また、こどもクラブの利用申請や整備等の状況を踏まえながら、各小学校と協議した上で実施時間延長校の拡大を進める。

##### ③その他の放課後の居場所

児童館（ランドセル来館事業）等の多様な居場所の充実と利用推進を継続する。

### 3 今後の予定

令和8年4月以降 取組実施

## こどもクラブ待機児童対策の今後の方針について

## 1 これまでの経過

令和4年12月に策定した「台東区こどもクラブ待機児童対策緊急3か年プラン」に基づき、令和5年度から令和7年度にかけて待機児童対策を集中的に進めてきた。その結果、待機児童数は令和5年度の178人をピークに着実に減少しており、令和7年4月時点で54人となっている。対策の効果が現れている一方で、申請者数は予測を上回る増加が続いており、今後もこの傾向は続く見込みのため、令和8年度以降も引き続き待機児童解消に向けた取組が必要となっている。

## (1) 取組実績

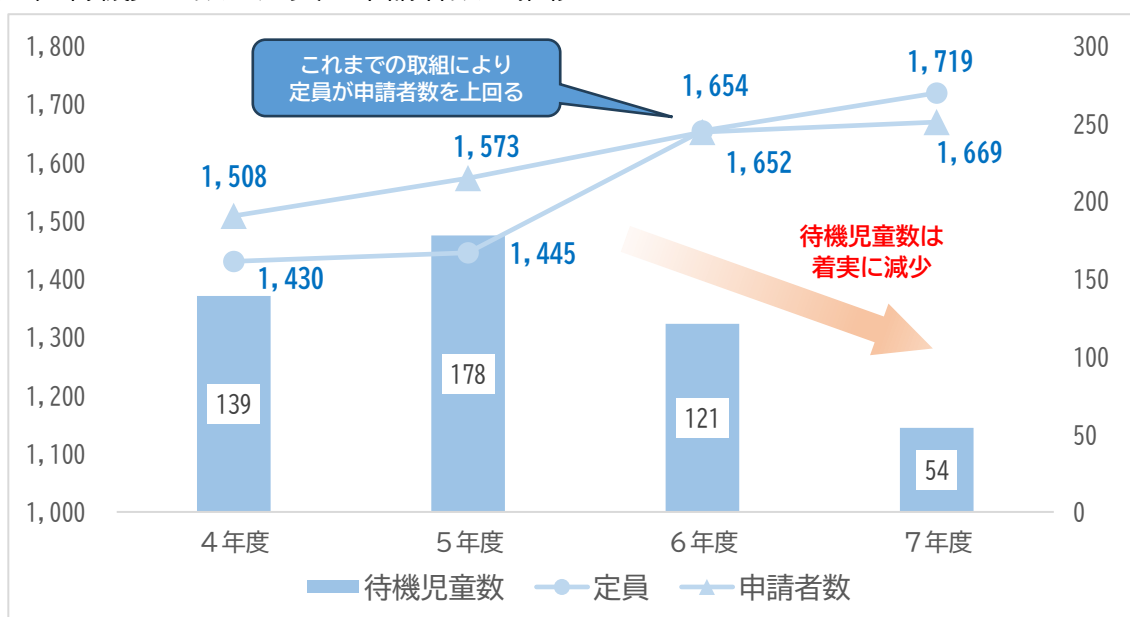
※7年度は12月末時点

	5年度	6年度	7年度	計
こどもクラブ新設	3か所	1か所	—	4か所
こどもクラブ定員増	145増	109増	35増	289増
放課後子供教室新規実施	2校	3校	2校	7校
児童館ランドセル来館	延4,414回	延4,054回	延2,667回	—

## ※その他の取組

- ・放課後子供教室の実施時間延長校：5校（8年度から10校）
- ・ベビーシッター利用支援事業の活用

## (2) 待機児童数・定員・申請者数の推移



※待機児童数は7年度より国の基準としている

## 2 今後の需要予測

共働き世帯の増加等により、こどもクラブ需要は年々増加傾向にある。令和8年度以降、小学生年齢人口は減少していくと予測されているが、申請率は引き続き上昇し申請者数は増加する見込みである。また、区内の出生数が令和5年度以降増加に転じていることから、将来的な小学生年齢人口の増加の可能性があり、それに伴うこどもクラブ需要の増加に対応する必要がある。

### 【小学生年齢（6～11歳）人口とこどもクラブ申請者数の推移】

	実績			予測		
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
小学生年齢人口	7,051	7,104	6,983	6,880	6,669	6,446
申請者数	1,573	1,652	1,669	1,722	1,746	1,766
申請率	22.3%	23.3%	23.9%	25.0%	26.2%	27.4%

## 3 待機児童対策の今後の方針

### (1) 基本的な考え方

こどもクラブの定員を確保することに加え、放課後子供教室の拡充、児童館の活用など、放課後対策事業を一体的に推進していくことで、放課後に過ごす場所の選択肢を広げ、こどもクラブの需要の分散を図り、令和10年度に向けて待機児童の解消を目指す。

### (2) 取組内容

#### ①こどもクラブ

受入定員の拡大を図るため、民設こどもクラブの誘致を推進する。なお、整備地域については、地域ごとの利用申請状況等を勘案し、年度ごとに検討する。このうち、令和8年度及び9年度は、浅草橋こどもクラブの旧柳北小学校活用期間終了に伴い定員の減少を予定している台東育英小学校区を優先する。

また、令和10年度中には、台東小島ビルに公設こどもクラブである「(仮称)小島こどもクラブ」の開設を予定しており、令和11年度以降における周辺地域の受入定員を確保する。

#### 【民設こどもクラブ整備予定】

	8年度	9年度	10年度	計
民設こどもクラブ 整備予定数	1か所	2か所	1か所	4か所
こどもクラブ定員合計 《4月1日時点》	1,759 (40増)	1,759 (0※)	1,799 (40増)	(80増)

※浅草橋こどもクラブの旧柳北小学校活用期間終了による定員減(80減)との差引

【(仮称)小島こどもクラブ整備予定】

	8年度	9年度	10年度
(仮称)小島こどもクラブ 定員：40～60名程度	整備工事	整備工事	開設準備・ 年度内開設※

※年度内の開設を予定しているため令和10年4月1日時点のこどもクラブ定員には含めない。

②放課後子供教室

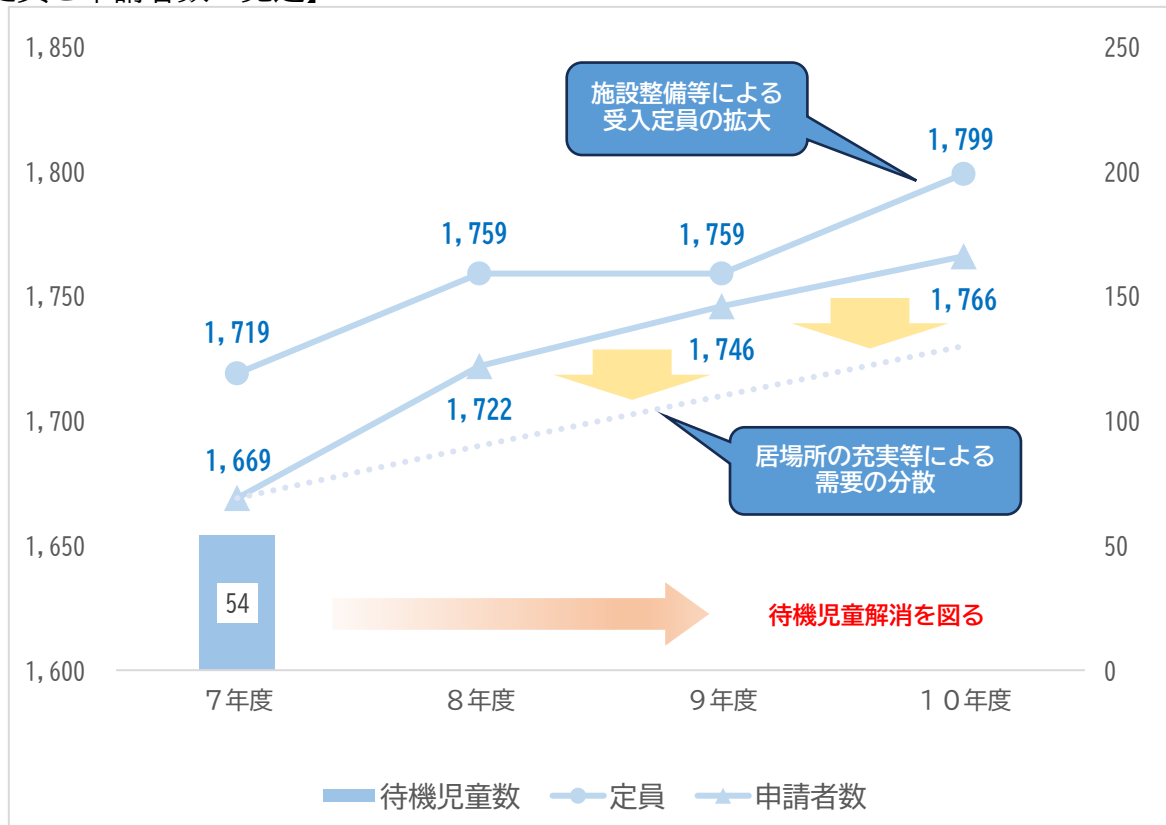
令和9年度に金曾木小学校で放課後子供教室を開始するとともに、大規模改修工事期間が令和8年度から令和13年度まで続く田原小学校については、工事期間中に放課後子供教室を開始できるように関係各所と調整を図る。

また、こどもクラブの利用申請や整備等の状況を踏まえながら、各小学校と協議した上で実施時間延長校の拡大を進める。

③その他の放課後の居場所

児童館（ランドセル来館事業）等の多様な居場所の充実と利用推進を継続する。

【定員と申請者数の見込】



## 令和8年度の放課後対策事業について

### 1 民設こどもクラブの整備

#### (1) 民設こどもクラブの誘致・開設

こどもクラブ待機児童対策として民設こどもクラブを2か所誘致する。

整備予定地域：①台東育英小学校区周辺

②令和8年4月時点の申請状況を踏まえて決定する

定員規模：40名程度

公募開始時期：令和8年4月以降

運営開始時期：令和9年4月

#### (2) 民設こどもクラブ補助金の拡充

国・都の補助基準額の改正や賃料相場の上昇等を踏まえ、事業者の参入と安定的・継続的な運営が図られるよう、施設整備及び運営に対する補助制度を拡充する。

##### ①施設整備費（要綱：台東区民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付要綱）

【施行年月日】令和8年4月1日（予定）

改正案（概要）	現行（概要）
・開所前家賃 月額：885千円（上限）	・開所前家賃 月額：定員×3.3㎡×5千円（上限） ※定員40名の場合 660千円

##### ②運営費（要綱：東京都台東区民設民営型学童クラブ運営補助金交付要綱）

【施行年月日】令和8年4月1日（予定）

改正案（概要）	現行（概要）
・障害児加算 一般：186千円 高学年：227千円 ・家賃 月額：885千円（上限）	・障害児加算 一般：171千円 高学年：212千円 ・家賃 月額：定員×3.3㎡×5千円（上限） ※定員40名の場合 660千円

## 2 放課後対策事業の運営事業者選定

次の放課後対策事業について、令和9年度からの運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

### (1) 選定事業

	区分	募集案件
1	新規	金曾木小学校放課後子供教室
2	再選定	平成小学校放課後子供教室・竹町こどもクラブ
3		東泉小学校放課後子供教室・東泉こどもクラブ
4		東浅草小学校放課後子供教室・東浅草こどもクラブ
5		千束小学校放課後子供教室・千束小学校こどもクラブ
6		石浜小学校放課後子供教室・石浜こどもクラブ

### (2) 公募開始時期

令和8年4月 ※選定結果は令和8年第3回区議会定例会に報告予定

### (3) 事業開始時期

令和9年4月

## 3 こどもクラブにおける長期休業期間の弁当配送の実施

### (1) 概要

長期休業期間における保護者の負担を軽減するため、希望者が弁当を注文できるよう、各こどもクラブにおいて弁当事業者を手配している。しかし、配送費用の高騰等により対応可能な弁当事業者が不足していることから、区が配送費用等を負担し、安定した提供体制を構築する。

### (2) 弁当事業者の選定

各こどもクラブへ配送が可能な弁当事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

#### ①公募開始時期

令和8年4月

#### ②事業開始時期

令和8年度夏休み

#### 4 予算額（案）

##### （1）民設こどもクラブの整備

※民設こどもクラブの誘致・開設に係る経費

歳入 34,150千円

歳出 45,560千円

##### （2）放課後対策事業の運営事業者選定

498千円

##### （3）こどもクラブにおける長期休業期間の弁当配送の実施

歳入 6,380千円

歳出 6,766千円

#### 5 今後の予定

本委員会終了後 実施周知

## (仮称)北上野二丁目福祉施設実施設計の変更について

### 1 地中障害物撤去工事について

#### (1) 経緯

令和8年2月19日開催の子育て・若者支援特別委員会にて、(仮称)北上野二丁目福祉施設整備予定地(北上野二丁目24番)の工事状況を報告し、コンクリート杭(下杭残置)と松杭の撤去に向けた検討を進めてきた。

松杭については、既存図面では確認できない位置に複数発見されていること、その撤去にあたっては工法を変える必要があるが、本工事の中で撤去することが困難な状況にある。

#### (2) 対応策

本工事の中で実施した試掘調査の結果、約650本の松杭が特定された他、大量のコンクリートガラが排出された。

新築工事に着手するためには、新築時の「杭」と「山留壁」に干渉するコンクリート杭(下杭残置)及び松杭を撤去する必要があることから、必要な工事は新築工事で一体的に行うこととする。

そのため、新築工事(工事監理含む)の工期と年度支出額、新施設の開設時期を変更する。

#### (3) 参考(現地写真)



## 2 実施設計について

別添1のとおり

### 【変更点（主なもの）】

- ・新築工事期間を35か月から41か月に延伸
- ・開設時期を令和11年9月から令和12年3月に変更
- ・建築面積を確定値2,574.31㎡に修正
- ・延べ面積を確定値15,812.04㎡に修正

## 3 補正予算額（案）

### （1）令和8年度 補正予算額

- ①建築・電気・空調等設備工事 583,800千円の減額
- ②工事監理委託 26,600千円の減額

### （2）令和9～11年度 債務負担行為限度額

- ①建築・電気・空調等設備工事 583,800千円の増額
- ②工事監理委託 26,600千円の増額

### （3）年度別予算内訳

（単位：千円）

項目	R8	R9～11 債務負担行為限度額	計
① 建築・電気・空調等設備工事 (増減額)	3,585,200 (△583,800)	17,373,100 (+583,800)	20,958,300 (±0)
② 工事監理委託 (増減額)	2,100 (△26,600)	228,371 (+26,600)	230,471 (±0)

※付帯工事・備品初度調弁は上記表に含まず

## 4 今後の予定

- 令和 8年第2回定例会 新築工事契約締結議案提出
- 7月 新築工事着手
- 令和12年3月 新施設開設